

2021 年度版

湖西市移住就業支援補助金の御案内



湖西市
企画政策課

目 次

	頁
1 対象者	1
2 移住先要件	3
3 支援金の額	6
4 申請書類	7
5 交付の条件	10
6 支援金の返還	10
7 申請の期限	11
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	12

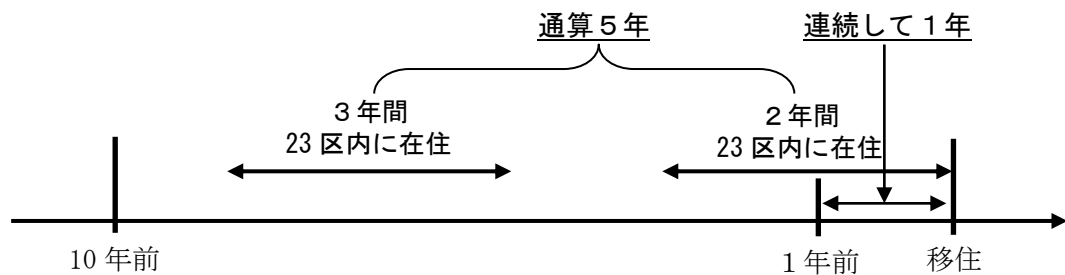
次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が支援金の対象者となります

1 移住元要件

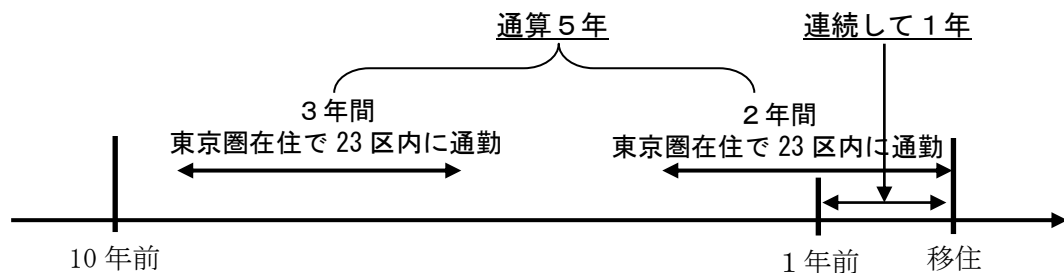
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当

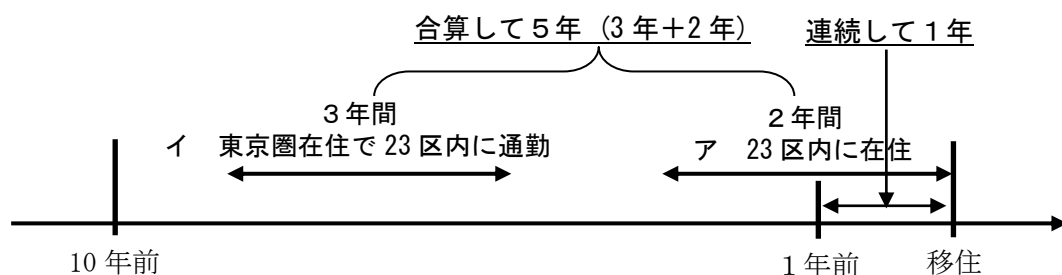
ア 湖西市へ移住※1 する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



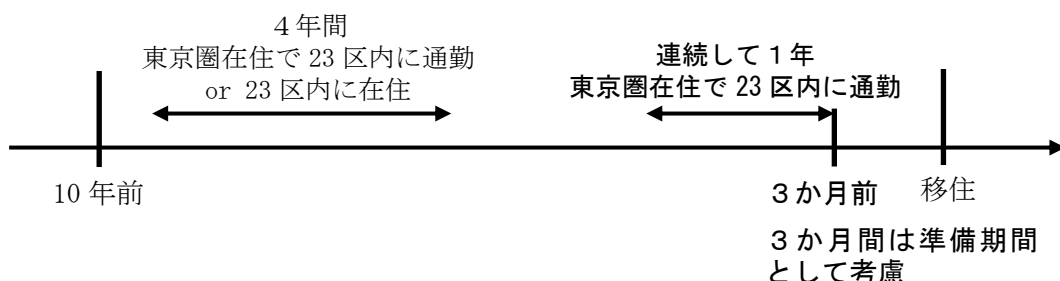
イ 湖西市へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2 以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤※3 をしていたこと」



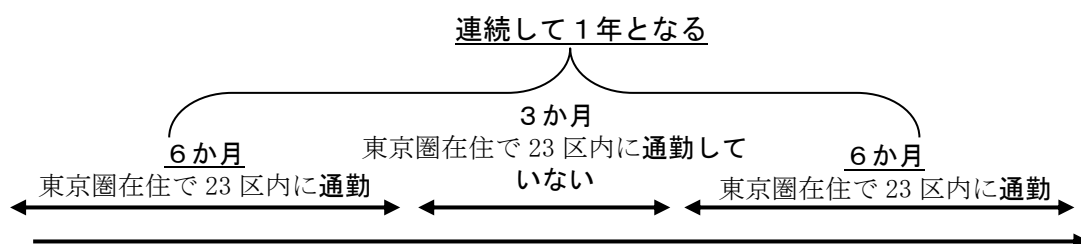
（注1）「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります)

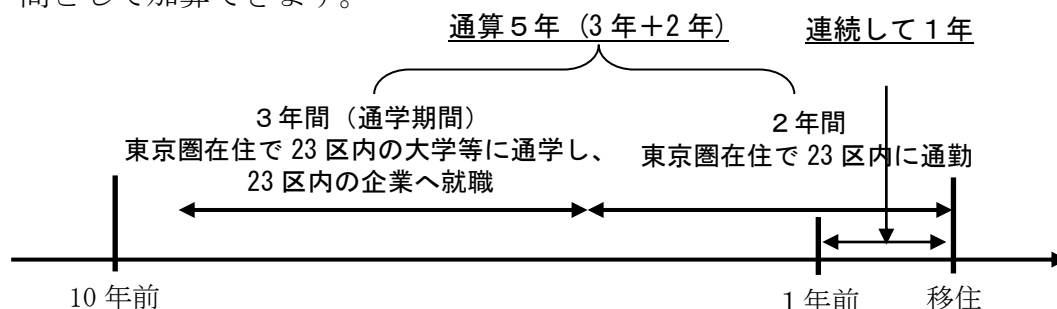


(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



<令和3年3月1日以降に移住された方のみ適用>

(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を湖西市に異動し、生活の本拠を湖西市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、**旭市**、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- ※3 雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。また、法人経営者、個人事業主、公務員として23区内へ通勤していた方も対象となります。

(2) 次のア～ウの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

2 移住先要件

I 令和3年2月28日以前に移住された方

次のいずれかに該当

『(1)の要件を満たす移住、かつ、(2)の要件を満たす就業』

『(1)の要件を満たす移住、かつ、(3)の要件を満たす起業』

(1) 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

- ア 支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- イ 湖西市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 都道府県のマッチングサイト※4に掲載されている支援金対象求人就業すること。
- ウ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※5を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申

請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

- オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※6こと。
- カ 就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※4 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト
(<https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/shien>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）
取締役、会計参与、監査役
- 社会福祉法人
理事、監事、評議員、会計監査人
- 医療法人、NPO 法人
理事、監事

※6 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

(3) 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財)静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)

II 令和3年3月1日以降に移住された方

次のいずれかに該当

『Iに該当する就業又は起業』 ⇒ 詳細はIを参照(3ページ)

『(1)の要件を満たす移住、かつ、(2)の要件を満たす就業』

『(1)の要件を満たす移住、かつ、(3)の要件を満たすテレワーク』

『(1)の要件を満たす移住、かつ、(4)の要件を満たす関係人口』

(1) 移住に関する要件

次のア～イの両方に該当する必要があります。

- ア 支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- イ 湖西市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※7又は先導的人材マッチング事業※8を利用して※9 令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

(3) テレワークに関する要件

次の全てに該当する必要があります。

- ① 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を湖西市に異動した場合であって、湖西市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※個人事業主の場合は、担当課に個別に御相談ください。

(4) 関係人口に関する要件

湖西市への転入時に 50 歳未満であり、次のア～オのいずれかに該当する必要があります。

ア 過去に連続して3年以上、湖西市に居住していたこと。

イ 移住元の世帯において、同一世帯の者が過去に連続して3年以上、湖西市に居住していたこと。

ウ 3親等以内の親族が湖西市に居住していること。

エ 市内の高校に通学していたこと。

オ 湖西市に移住する直前の5年間に3回以上、湖西市にふるさと納税を実施したこと。

3 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※8での移住の場合	100万円

※8 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

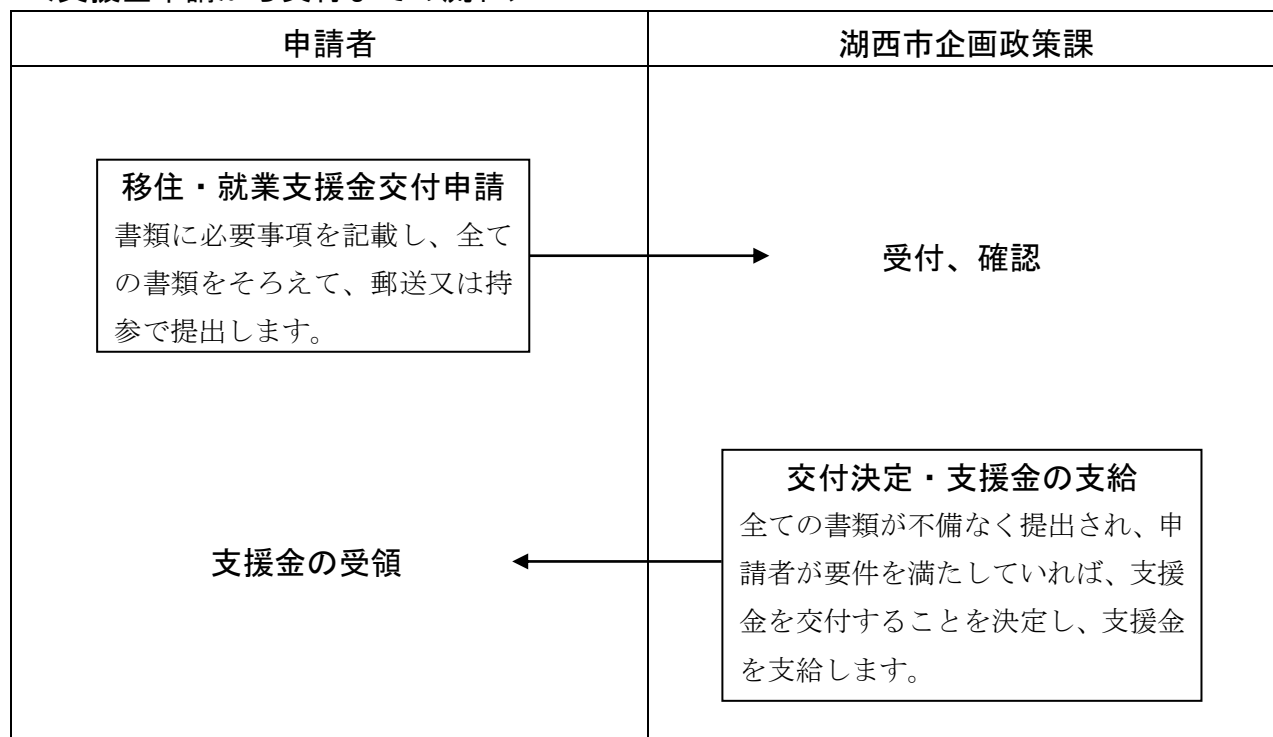
エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

4 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	8 ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	8 ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ	8 ページ
(4) 東京圏から 23 区内の大学等に通学し、23 区内の企業等へ就職した方のみ（通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ）	9 ページ

<支援金申請から交付までの流れ>



(1) 全員が提出必須の書類

- 移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）
- 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 口座振込依頼書
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 住民票
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での区における最近1か年の滞納のないことを証する区税の完納証明書

<以下は移住先の形態等で該当するものを提出>

① 就業の場合

- 就業証明書（様式第2号）※就業先で記載してもらってください。

② テレワークの場合

- 就業証明書（様式第2号の2）
※所属先企業等で記載してもらってください。

③ 関係人口の場合

- 要件に該当することを確認できる書類
例：湖西市での住民票の除票、卒業証明書等

④ 起業の場合

- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、離職票等
※退職した法人等で発行してもらってください。

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地を確認できる書類
例：開業届出済証明書等
- 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認するため）

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注) 通学期間を移住元としての対象期間に含める場合

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票等

※退職した法人等で発行してもらってください。

5 交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 申請した日から５年以上継続して、湖西市に居住し、かつ、就業・起業する意思を有していること。ただし、申請した日から５年以内に、湖西市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び湖西市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町長が認めた場合は対象外）。

- （１） 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 支援金の申請日から３年未満に湖西市から転出した場合
 - ウ 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還

支援金の申請日から３年以上５年以内に湖西市から転出した場合

7 申請の期限

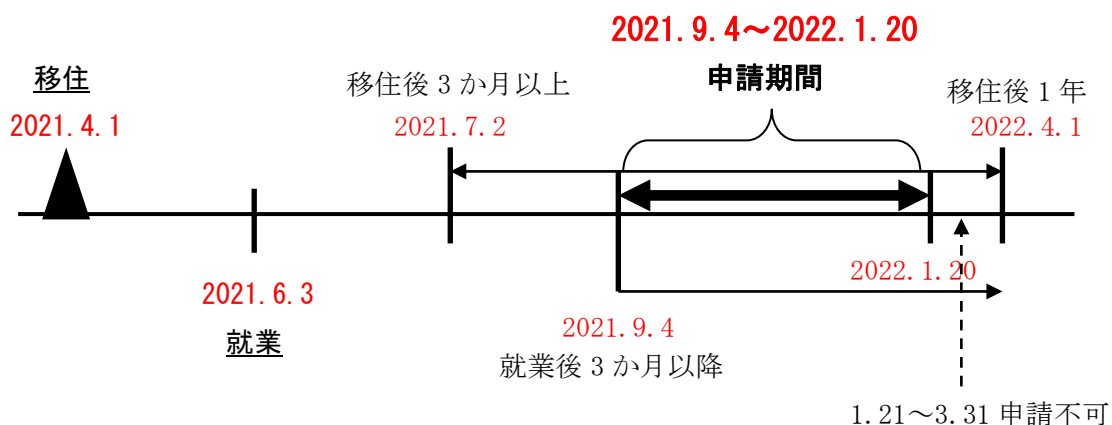
2022年1月20日（木）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

<申請期間>

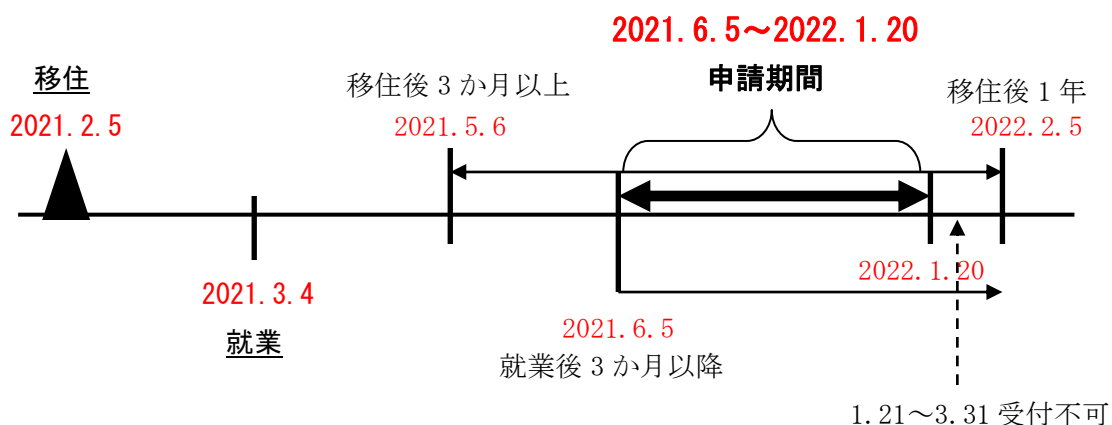
○パターン1

2021年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

2021年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

湖西市 企画政策課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268 湖西市役所 2階

電話番号 053 - 576 - 4910

F A X 053 - 576 - 1139

E-Mail teiju@city.kosai.lg.jp

(2) 提出方法

申請先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。